

賃貸管理業者の皆様へのお願い

家電リサイクル法上の小売業者に該当していませんか？

～家庭用エアコンの適正な処分に関するお願い～

家電リサイクル法の意義

- 賃貸管理物件等に備え付けられている家庭用エアコンを処分する場合は家電リサイクル法に基づき家電リサイクル券を用いることで、廃家電専門のリサイクル工場にて、適正なリサイクルが行われます。
- 家庭用エアコンを含む廃家電は、“適正処理困難物”や“有害使用済機器”に指定されるなど、極めて高い処理技術が求められる廃棄物であり、不適切な処理が行われると種々の環境問題を引き起こします。

賃貸管理業者の皆様が、「家電リサイクル法上の小売業者」に該当していないかご確認下さい

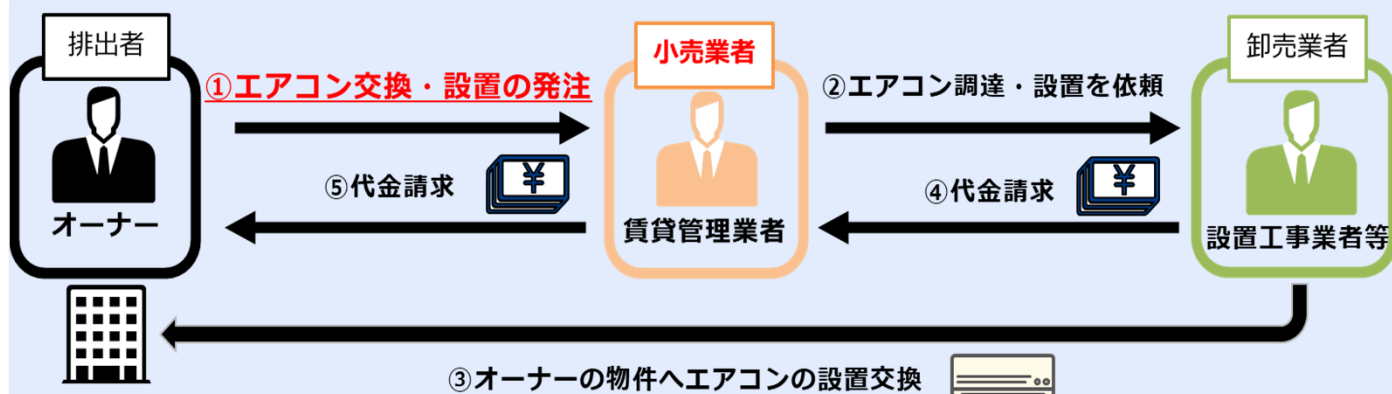
- 排出者（オーナー）に対して、エアコンの設置・交換を含め製品販売等に伴う主な業務の接点となっている場合、賃貸管理業者が家電リサイクル法上の小売業者にあたります。

家電リサイクル法上の小売業者の定義と義務

- オーナーに対して、最終的に家庭用エアコンを販売した者が、小売業者と見なされます。
- 小売業者は、家電リサイクル法上の小売業者の下記義務を果たす必要があります。
 - ✓ 消費者及び事業者（排出者）からの引取義務
 - ✓ 製造業者等への引渡義務
 - ✓ 収集運搬料金の公表・応答（リサイクル料金を含む）義務
 - ✓ 管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務

賃貸管理業者が小売業者に該当する場合の例

- 賃貸管理業者が、排出者（オーナー）から家庭用エアコンの設置・交換の発注を受けて、設置工事業者、家電量販店・共同調達組織・販社などから家庭用エアコンを調達した場合、賃貸管理業者が「小売業者」と見なされます。（工事業者、家電量販店、共同調達組織、販社などは、「卸売業者」と見なされます。）



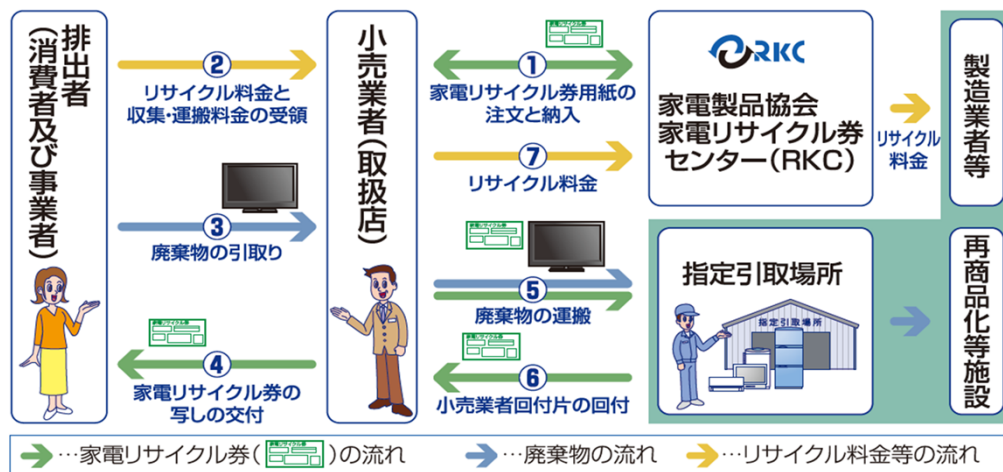
賃貸管理業者が小売業者に該当しない場合の例

- 賃貸管理業者が、オーナーに対して、販売店や工事業者を紹介した場合（オーナーが工事業者に直接エアコンの交換・設置を発注し、工事業者は賃貸管理業者を介さずに家庭用エアコンを調達した場合）には、工事業者や販売店が「小売業者」と見なされます。

※オーナーの皆様へ：賃貸管理業者向けに、エアコン適正排出に関する国土交通省からの事務連絡が出ております。オーナーの皆様は、管理されている物件の家庭用エアコンが適正排出されているか、賃貸管理業者にご確認の上、適正排出の促進にご協力をお願いいたします。

小売業者に該当する賃貸管理業者の皆様へのお願い

- 小売業者に該当する賃貸管理業者は、家電リサイクル券システムを活用し、小売業者としての家電リサイクル法の義務を果たす必要があります。
- 具体的には、家庭用エアコンの所有者からのリサイクル料金等の受領とエアコンの引取り（図②③）、家電リサイクル券の写しの交付（図④）、製造事業者等（指定引取場所）に引渡し（図⑤⑥）を実施してください。



出所)一般財団法人 家電製品協会ウェブサイト https://www.rkc.aeha.or.jp/text/r_procedure_s.html

図：家電リサイクル券システムのフロー図（料金販売店回収方式券を用いる場合）

小売業者に該当される場合は、以下経済産業省のウェブサイト（家電リサイクル法上の小売業者の義務等について）をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryou/syu/recycle_ecbrf02.pdf



家電リサイクル券システムとは？

- 家電リサイクル券システムとは、家電リサイクル法のもと、一般財団法人家電製品協会が家電4品目を円滑にリサイクルするために構築したシステムです。
- 同システムにおいて利用できる家電リサイクル券には、主に小売業者等が発券する料金販売店回収方式券（通称：グリーン券）と、排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う料金郵便局振込方式券（通称：郵便局券）の2種類があります。
- 小売業者に該当する賃貸管理業者の場合には、家電製品協会家電リサイクル券センター（BKC）にご登録いただき、「グリーン券」を発券することが望ましいでしょう。

RKC会員のご登録方法は、以下のRKC入会申し込みサイトをご参照ください。

<https://www.rkc.aeha.or.jp/seller/join.html>



賃貸管理業者が小売業者に該当しない場合

- 家庭用エアコンの所有者が賃貸管理業者である場合、購入先の小売業者に家電リサイクル券の発行と排出者控えの交付を依頼してください。
- 家庭用エアコンの所有者が賃貸管理業者ではない場合、オーナー等の所有者に対して、購入先の小売業者に家電リサイクル券の発行と排出者控えの交付を依頼するように提案してください。
- なお、購入元の小売業者が不明な場合は、家庭用エアコンの所有者は、「郵便局券」を用いて適正処理を行うことができます。

一般財団法人家電製品協会のウェブサイト「事業者の方へ」もご参照ください。

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/business/>



お問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局情報産業課（TEL:03-3501-6944）

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室（TEL:03-6205-4946）